

UCカード会員規約／個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項一部改定のお知らせ

2017年11月26日をもってUCカード会員規約、UCリボカード特約、UC立替払加盟店利用特約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。規約および同意条項の主な改定箇所は以下のとおりです。

■UCカード会員規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条 (カードの発行と管理)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社よりカードが貸与された場合は、ただちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、会員には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。</p> <p>4. カードは、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p> <p>5. 前項に違反してカードが使用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。</p> <p>6. ～7. (略)</p>	<p>第2条 (カードの発行と管理)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されています。カードの所有権は当社に属し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定のうえ会員が利用できるようにしたものです。会員はカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>3. 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。</p> <p>5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>6. ～7. (略)</p>
<p>第4条 (暗証番号)</p> <p>1. 当社は会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。 (イ) 会員からのお申し出のない場合。 (ロ) 当社が禁止している番号のお申し出があった場合。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. カード利用に当たり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、本人会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p>第4条 (暗証番号)</p> <p>1. 当社は本人会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録します。なお、暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けていただきます。但し、本人会員から暗証番号の届出がない場合等には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 会員が、本人会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p>
<p>第5条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. 当社は第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なおショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代</p>	<p>第5条 (カード利用可能枠)</p> <p>1. 当社は第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なおショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サ</p>

<p>金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5.カード利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。</p>	<p>ービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5.カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。</p>
<p>第6条（複数枚カード保有における利用可能枠） 当社の発行するカードを複数枚保有している場合、各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードにおける利用可能枠は、各カードに定められた額とします。</p>	<p>第6条（複数枚カード保有における利用可能枠） カードを複数枚保有している場合、一部のカードを除いて各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードの利用可能枠は、各カードに定められた額とします。</p>
<p>第7条（代金決済）</p> <p>1.第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）のご利用代金は、原則として毎月10日に締め切り（以下「締切日」と称します。）、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただけます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。また、支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。</p> <p>2.会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただけます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として1.63%（税込）を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3.当社は前二項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月末頃、普通郵便で会員が予め届けた送り先にご利用明細書として通知します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。</p> <p>4.お支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。</p>	<p>第7条（代金決済）</p> <p>1.第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、当月15日（以下「算定日」と称します。）に算定したものを、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただけます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>2.会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただけます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。</p> <p>3.当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届けた送り先にご利用明細書として通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならぬものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4.第1項及び第2項に基づく利用代金について口座振替ができない場合であっても、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。</p>
<p>第9条（費用の負担） 本人会員のご都合による第7条第1項以外のお支払方法より発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員のあいだで締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会后といえども本人会員が負担するものとします。</p>	<p>第9条（費用の負担） 本人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員の間に締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会后といえども本人会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p>

<p>第 10 条 (退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カードの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。</p> <p>(イ) ~ (ロ) 略</p> <p>(ハ) 第 20 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。</p> <p>(ハ)~(ヌ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 会員は会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 10 条 (退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カード及び第 16 条第 1 項 (ト) に定める付帯サービスの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。</p> <p>(イ) ~ (ロ) 略</p> <p>(ハ) 第 20 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。</p> <p>(ハ)~(ヌ) (略)</p> <p>(ル) 本人会員が死亡した場合。</p> <p>(ロ) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。</p> <p>3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 第 20 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、会員はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。</p> <p>(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。</p>
<p>第 12 条 (遅延損害金)</p> <p>1. 本規約に定められた支払期日にお支払い資金が不足し、ご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、第 23 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年利率 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率 6.0%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年利率 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の元金残全額に対して第 23 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年利率 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率 6.0%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年利率 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>3. 前二項いずれも計算方法は、日割計算とします。</p>	<p>第 12 条 (遅延損害金)</p> <p>1. 約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額 (ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。) に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービスは年 14.6%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。但し、ショッピングサービスの 2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは支払債務の残金全額に対し年 6.0%で計算された額を超えないものとします。</p> <p>2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで、支払債務の残金全額に対して第 23 条第 1 項に定めるショッピングサービスの 1 回払い・リボルビング払いは年 14.6%、2 回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年 6.0%、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスは年 20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。</p> <p>3. 前二項の計算方法はいずれも、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算とします。</p>
<p>第 13 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一会員がカードを盗難、詐取もしくは横領 (以下「盗難」と総称します。) され、又は紛失した場合は、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でてん補します。</p> <p>(イ)~(ロ) (略)</p>	<p>第 13 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得 (以下「盗難」と総称します。) され、又はカードを紛失した場合、会員には、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でてん補します。</p> <p>(イ)~(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 第 2 条に違反して第三者にカード又はカード情報を</p>

<p>(ハ) 第2条第4項に違反して第三者にカードを使用された場合。 (ニ)～(ホ) (略) (ハ) 本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。 (ト) (略) (フ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、当社に責がある場合は除きます。 (新設)</p> <p>4. (略)</p>	<p>使用された場合。 (ニ)～(ホ) (略) (ハ) 本規約のいずれかに違反した場合。 (ト) (略) (フ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第4条第3項但し書きに該当する場合は除きます。 (イ) 第1項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。)において虚偽の申告があった場合、又は故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第14条(届出事項の変更) 1. (略) 2. 前項の届出がないために当社から送付する通知書、書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。 3. (略)</p>	<p>第14条(届出事項の変更) 1. (略) 2. 当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。 3. (略)</p>
<p>第16条(その他承諾事項) 1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。 (イ) (略) (新設)</p> <p>(ロ) 当社が会員にお貸ししたカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ハ) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 本人会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p>	<p>第16条(その他承諾事項) 1. 本人会員は、以下の事項を予め承認するものとします。 (イ) (略) (ロ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。 (ハ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。 (ニ) (略) (ホ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。 (ハ) (ホ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。 (ト) 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」と称します。)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</p> <p>2. 本人会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」と称します。)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>3. (略)</p>

3. (略)	
<p>第 17 条 (合意管轄裁判所) 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第 17 条 (合意管轄裁判所) 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第 19 条 (規約の改定並びに承認) 当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、UC カードホームページ (http://www.uccard.co.jp/) での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に会員がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第 19 条 (規約の改定並びに承認) 当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、UC カードホームページ (http://www.uccard.co.jp/) での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</p>
<p>第 20 条 (カード利用方法) 1. 会員は次の (イ) (ロ) (ハ) に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供 (以下「ショッピングサービス」と称します。) を受けることができます。但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カードの提示、売上票等への署名にかえて、暗証番号を入力するなど当社が指定する操作方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。 (イ) ~ (ハ) (略) 2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続を省略し、又はカード番号等カード上に記された情報の入力のみを行う方法によりショッピングサービスを受けることができるものとします。 3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。 4. 会員は、換金を目的とするショッピングサービスの利用はできません。 (新設)</p>	<p>第 20 条 (カード利用方法) 1. 会員は次の (イ) (ロ) (ハ) に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供 (以下「ショッピングサービス」と称します。) を受けることができます。 (イ) ~ (ハ) (略) 2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。 3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第 7 条第 2 項の規定が準用されます。第 7 条第 2 項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。 4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣 (記念通貨を除く。) の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただきます場合があります。 5. 会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス (以下「継続的サービス」と称します。) を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担となることについて承認のうえ、ショッピングサービスを利用するものとします。会員は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合又は退会もしくは会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。</p>

<p>第 21 条 (加盟店への連絡等) 会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、会員はこれを了承するものとします。 (イ)～(ホ) (略) (ハ) 通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知する場合があります。</p>	<p>第 21 条 (加盟店への連絡等) 会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、会員はこれを予め承認するものとします。 (イ)～(ホ) (略) (削除)</p>
<p>第 22 条 (債権譲渡) 1. 会員はショッピングサービスにより生じた加盟店の会員に対する債権の任意の時期並びに方法での譲渡について、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承認の請求を省略するものとします。 (イ)～(ハ) (略) 2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員がカードを提示してご署名いただいた売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。</p>	<p>第 22 条 (債権譲渡) 1. 会員は、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承認の請求を省略するものとします。 (イ)～(ハ) (略) 2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。</p>
<p>第 23 条 (支払区分) 1.～3. (略) 4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。 (イ) 毎月の支払い元金は、締切日におけるリボルビング利用残高(以下「利用残高」と称します。)に応じて、会員が申し込み時に予め選択した支払いコースにより定める金額とし、当社所定の手数料をこれに加算した金額(以下「弁済金」と称します。)をお支払いいただきます。なお、入会後に本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払いコースの変更ができるものとします。 (ロ) 手数料は、毎月 11 日から翌月 10 日までの日々の利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年 365 日で日割計算した金額を 1 ヶ月分とし、翌々月の当社指定日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知します。 (ハ) (略) 5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1 回払い、2 回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして前項 (イ) (ロ) により計算します。 6. (略)</p>	<p>第 23 条 (支払区分) 1.～3. (略) 4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。 (イ) 毎月の支払元金は、末尾「毎月の支払元金(支払コース)」記載の支払コースの中から会員が申し込み時に予め選択し当社が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に当社所定の手数料を加算した金額(以下「弁済金」と称します。)をお支払いいただきます。なお、本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払コースの変更ができるものとします。 (ロ) 手数料は、毎月 11 日から翌月 10 日までの日々のリボルビング利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年 365 日(うるう年は年 366 日)で日割計算した金額を 1 ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知します。 (ハ) (略) 5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1 回払い、2 回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があったものとして前項 (イ) (ロ) により計算します。なお、2 回払い分をリボルビング払いに変更する場合に変更の対象となる利用代金は、1 回目の支払分に相当する算定日以前に変更の申し出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合は、支払金額が確定した利用代金分といたします。 6. (略)</p>
<p>第 26 条 (支払停止の抗弁) 1.～4. (略) 5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (イ) 売買契約が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。</p>	<p>第 26 条 (支払停止の抗弁) 1.～4. (略) 5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (イ) ショッピングサービスの利用が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。</p>

<p>(ロ) ~ (ハ) (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>(ロ) ~ (ハ) (略)</p> <p>6. (略)</p>
<p>第 29 条 (キャッシングサービスの利率等)</p> <p>1.~2. (略)</p> <p>3.利息は、毎月締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの日割計算とします。但し、第 1 回目の利息は、ご利用日 (キャッシング (1 回払い) についてはご利用日の翌日) から第 1 回目の約定支払日までの日割計算によって計算された金額とします。なお、融資利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本人会員に支払い義務はありません。</p> <p>4. (略)</p>	<p>第 29 条 (キャッシングサービスの利率等)</p> <p>1.~2. (略)</p> <p>3.利息は、締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算とします。但し、初回利息は、ご利用日の翌日から初回約定支払日までの日割計算によって計算した金額とします。また、ご利用日にご返済いただく場合には、1 日分の利息をお支払いいただきます。なお、融資利率が利息制限法第 1 条に規定する利率を超える場合は、超える部分について本人会員に支払い義務はありません。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第 30 条 (キャッシングサービスの支払方法等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2.キャッシング (リボ) の返済については次のとおりとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 毎月の返済額は、後記「キャッシングサービスのご案内」に定める返済元金と第 29 条で定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、前月 10 日の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。</p> <p>(ハ) 当社所定の方法で申込、当社が認めた場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。 (新設)</p>	<p>第 30 条 (キャッシングサービスの返済方法等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2.キャッシング (リボ) の返済については次のとおりとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 毎月の返済額は、後記「キャッシングサービスのご案内」に定める返済元金と第 29 条で定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、キャッシング (リボ) の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。</p> <p>(ハ) 本人会員から申込みがあり、当社が認めた場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。</p> <p>(ニ) 本人会員から申込みがあり当社が認めた場合は、キャッシング (1 回払い) 分をキャッシング (リボ) に変更できます。</p>
<p>第 32 条 (ご利用・ご返済にかかる書面)</p> <p>1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するか、又は、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。</p> <p>2. 前項の一括記載交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスのご利用を制限又は中止することができます。</p> <p>3. 第 1 項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。</p>	<p>第 32 条 (ご利用・ご返済にかかる書面)</p> <p>1. 当社は、貸金業法第 17 条及び同法第 18 条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用又はご返済の都度交付するものとします。但し、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて本人会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。 (削除)</p> <p>2.第 1 項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。</p>

■UC リボカード特約

<p>第 2 条 (利用代金の支払い)</p> <p>リボカードのご利用代金の支払区分は、会員規約第 23 条に定めるリボルビング払いを指定したものとします。但し、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1 回払いとなる場合があります。また、会員がリボカード利用の際に 2 回払い、ボーナス一括払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。 (新設)</p>	<p>第 2 条 (ショッピングサービス支払区分)</p> <p>リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1 回払いとなる場合があります。</p> <p>第 3 条 (キャッシングサービス支払区分)</p> <p>リボカードによるキャッシングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、キャッシング (リボ) を指定したものとします。但し、リボカード追加型は、キャッシング (1 回) のみ利用できるものとします。</p>
<p>第 3 条 (リボカード追加型)</p> <p>1.リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、</p>	<p>第 4 条 (リボカード追加型)</p> <p>1.リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、</p>

当社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビング利用額と合算した額までとします。なお、本利用可能枠を超えてリボカード追加型を利用した場合は、超過した金額を一括してお支払いいただきます。	当社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビング利用額と合算した額までとします。
2. (略)	2. (略)
3.リボカード追加型によっては、会員規約のキャッシング(リボ)については利用できないものとします。	(削除)
4. (略)	3. (略)
第4条 (リボカード専用型) 会員は、当社の指定する加盟店において、リボカード専用型によりカードと同様の方法で商品の購入、サービスの提供等を受けることができます。但し、リボカード専用型によっては1回払いの指定はできないものとします。	(削除)
第5条 (リボカードの所有権等) リボカードの所有権・有効期限・更新・解約は、会員規約の各該当条項を準用することとします。	(削除) (以下条項繰上げ)
<キャッシングサービスのご案内> ※末尾記載	<キャッシングサービスのご案内> ※末尾記載

【下線部は改定部分を示します。】

■UC立替払加盟店利用特約

第1条 (本特約の主旨) 1.本特約は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）又は会員規約第20条第1項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）におけるサービス利用料、ショッピング利用代金等のカードでの決済についての特約を定めたものです。 2.立替払加盟店において、会員はカードを提示することにより、又は通信販売等の方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。 3.前項の場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代ってサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。	第1条 (本特約の主旨) 1.本特約は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）又はUCカード会員規約（以下「会員規約」と称します。）第20条第1項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）における <u>ショッピングサービス</u> についての特約を定めたものです。 (削除) 2.立替払加盟店において、会員がショッピングサービスを利用した場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代わって <u>ショッピングサービス</u> にかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。
--	---

【下線部は改定部分を示します。】

<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内

(変更前)

1. 毎月の支払い元金（支払いコース）

利用残高	毎月の支払い元金					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額5千円以上6万円まで(5千円単位)* ゴールドカードは1万円以上	未決済残高の5%(1円単位)但し、最低支払い元金1万円
20万円超は 20万円増すごとに	1万円 加算	2万円 加算	3万円 加算	4万円 加算		

注：利用残高が毎月の支払い元金に満たない場合、翌月の支払い元金は利用残高の全額となります。

2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金(5月10日締切)

支払い元金 10,000円

手数料 0円(ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません)

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金(6月10日締切)

支払い元金 10,000円

手数料 5月11日~6月5日分 + 6月6日~6月10日分

$(80,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日) + (70,000円 \times 15.00\% \times 5日 \div 365日) = 998円$

弁済金 10,000円 + 998円 = 10,998円

(3) 8月5日に支払う弁済金(7月10日締切)

支払い元金 10,000円

手数料 6月11日~7月5日分 + 7月6日~7月10日分

$(70,000円 \times 15.00\% \times 25日 \div 365日) + (60,000円 \times 15.00\% \times 5日 \div 365日) = 842円$

弁済金 10,000円 + 842円 = 10,842円

注:残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払い元金に読み替えて算定するものとします。

(変更後)

1. 毎月の支払元金(支払コース)

利用残高	毎月の支払元金					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額5千円以上6万円まで(5千円単位)* ゴールドカードは1万円以上	未決済残高の5%(1円単位)但し、最低支払元金1万円
20万円超は 20万円増すごとに	1万円 加算	2万円 加算	3万円 加算	4万円 加算		

注:利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。

2. お支払い例(定額1万円コース・実質年率15.00%の場合)

5月1日に80,000円の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金(5月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 0円 *ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金(6月10日締切) 支払元金 10,000円

手数料 5月11日~6月5日分+6月6日~6月10日分

$(80,000円 \times 26日 + 70,000円 \times 5日) \times 15.00\% \div 365日 = 998円$

弁済金 10,000円 + 998円 = 10,998円

(3) 8月5日に支払う弁済金(7月10日締切) 支払元金 10,000円

手数料 6月11日~7月5日分+7月6日~7月10日分

$$(70,000 \text{ 円} \times 25 \text{ 日} + 60,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 日}) \times 15.00\% \div 365 \text{ 日} = 842 \text{ 円}$$

$$\text{弁済金} \quad 10,000 \text{ 円} + 842 \text{ 円} = 10,842 \text{ 円}$$

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。

※残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。

<キャッシングサービス>のご案内

(変更前)

名称	融資金	融資利率	返済方式	返済期間	返済回数	担保
キャッシング (1回払い)	利用可能枠(1~30万円)の範囲内(1万円単位)	年利 18.00% (ご利用日の翌日から返済日までの日割計算)	元利一括返済	23日~56日	1回	不要
キャッシング (リボ) (※1)	利用可能枠(1~300万円)の範囲内(1万円単位)	利用可能枠が100万円未満の場合→年利 18.00% (※2) 100万円以上の場合→年利 15.00%	・元金定額返済 (1万円~5万円) (※3) ・ボーナス月元金増額返済 ・ボーナス月のみ元金返済 (※4) (5万円以上)	100万円未満の場合→1ヶ月~160ヶ月 100万円以上の場合→1ヶ月~100ヶ月	100万円未満の場合→1回~160回 100万円以上の場合→1回~100回	不要
<p>※1：学生用カード会員及び家族会員は、キャッシング (リボ) をご利用いただけません。また、一部提携カードの会員はキャッシング (リボ) のご融資内容を変更しただけない場合があります。</p> <p>※2：ご利用可能枠が 100 万円未満の場合、UCヤングゴールドカード会員は実質年利 15.90%、UCゴールドカード会員は実質年利 15.00%となります。</p> <p>※3：元金定額返済における月々の返済元金は、当社が認めた場合は 5 千円~5 万円となります。</p> <p>※4：ボーナス月のみ元金返済方式は、当社が認めた場合に限りご利用いただけます。</p>						

●遅延損害金 年利 20.0%

(変更後)

名称	融資金	融資利率	返済方式	返済期間	返済回数	担保
キャッシング (1回払い)	利用可能枠(1~30万円)の範囲内(1万円単位)	実質年率 18.00% (ご利用日の翌日から返済日までの日割計算)	元利一括返済	1ヶ月	1回	不要
キャッシング (リボ)	利用可能枠(1~300万円)の範囲内(1万円単位)	利用可能枠が100万円未満の場合→	・元金定額返済 (1万円~5万円)	100万円未満の場合→1ヶ月	100万円未満の場合→1回	不要

ポ) (※1)	範囲内(1万円単位)	実質年率 18.00% (※2) 100万円以上の場合→ 実質年率 15.00%	(※3) ・ボーナス月元増額返済 ・ボーナス月のみ元金返済 (※4) (5万円以上)	月～160ヶ月 100万円以上の場合→1ヶ月～100ヶ月	～160回 100万円以上の場合 →1回～100回	
<p>※1：学生用カード会員及び家族会員は、キャッシング（リボ）をご利用いただけません。また、一部提携カードの会員はキャッシング（リボ）のご融資内容を変更いただけない場合があります。</p> <p>※2：ご利用可能枠が100万円未満の場合、UCヤングゴールドカード会員は実質年率15.90%、UCゴールドカード会員は実質年率15.00%となります。</p> <p>※3：元金定額返済における月々の返済元金は、当社が認めた場合は5千円～5万円となります。</p> <p>※4：ボーナス月のみ元金返済方式は、当社が認めた場合に限りご利用いただけます。</p>						

●遅延損害金 実質年率 20.0%

■個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項・新旧対照表

改定前	改定後
<p>申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意の上、申込みをします。</p>	<p>申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p>
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>（1）会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社所定の保護措置を講じた上</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>（1）会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社所定の保護措置を講じた上</p>

<p>で収集・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、 生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、 職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で 会員が当社に届出た事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品 名、契約額、支払回数、決済口座情報</p> <p>③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済 状況</p> <p>④各取引に関する申込み及び支払途上における会員の 支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、 負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履 歴及び過去の債務の返済状況</p> <p>⑤各取引において会員からの問合せにより当社が知り 得た情報（通話情報を含む）</p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p>で収集・<u>保有</u>・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の<u>申込時</u>もしくは各取引において、<u>会員 が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届 け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、 その他の連絡先情報（Eメールアドレス、SNS アカウ ントその他インターネット上の連絡先を含む。）、職業、 勤務先、家族構成、住居状況、<u>取引目的等の事項</u></u></p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品 名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況 <u>及び契約の内容に関する情報</u></p> <p>③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済 状況等各取引に関する客観的事実に基づく<u>情報</u></p> <p>④<u>会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状 況に関する情報</u></p> <p>⑤<u>会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における 申出等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報 を含む）</u></p>
--	--

<p>⑧各取引に関する会員の支払い能力を調査するため、 会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認 を行った場合には、その際に収集した情報</p> <p>⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>(2) (略)</p>	<p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認 を行った場合には、その際に収集した情報</p> <p>⑨<u>インターネット、官報、電話帳等において一般に公 開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と 判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果 等を含む）</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、 当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報 を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業 (それらに付随して提供するサービスを含む。)、並び にその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・ 印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフ ターサービス</p>	<p>第2条（<u>第1条以外での個人情報の利用</u>）</p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、 当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑨の 個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業 (それらに付随して提供するサービスを含む。)、並び にその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・ 印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージそ <u>の他インターネット上の連絡等</u>による営業案内、関連 するアフターサービス</p>

<p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、前二項の利用について、中止の申出ができません。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>	<p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNS でのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、<u>第 1 項①②及び前項</u>の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</p>
<p>第 3 条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。</p> <p>(株)シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストビル 15 階</p> <p>TEL 0570-666-414</p> <p>ホームページ http://www.cic.co.jp/</p>	<p>第 3 条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の<u>とおり</u>です。</p> <p>(株)シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストビル 15 階</p> <p>TEL 0570-666-414</p>

<p>登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、</p> <p>運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間</p> <p>① 本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間</p> <p>② 本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年間</p> <p>③ 債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年間</p> <p>※ (株)シー・アイ・シー (CIC) の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>(株)日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p>	<p>ホームページアドレス http://www.cic.co.jp/</p> <p>登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、</p> <p>運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報</p> <p>登録期間</p> <p>① 本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間</p> <p>② 本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内</p> <p>③ 債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内</p> <p>※ (株)シー・アイ・シー (CIC) の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。</p> <p>(株)日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p>
---	---

<p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1</p> <p>電話番号 0570-055-955</p> <p>ホームページ http://www.jicc.co.jp/</p> <p>登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等）</p> <p>登録期間</p> <p>① 本契約にかかる申込みをした事実は、申込日から 6 ヶ月を超えない期間</p> <p>② 本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間</p> <p>③ 契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び完済日から 5 年を超えない期間</p>	<p>〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1</p> <p>電話番号 0570-055-955</p> <p>ホームページ http://www.jicc.co.jp/</p> <p>登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、<u>延滞解消</u>等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、<u>保証履行</u>、強制解約、破産申立、債権譲渡等）</p> <p>登録期間</p> <p>① 本契約にかかる申込みをした事実は、<u>当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から 6 ヶ月以内</u></p> <p>② 本人を特定するための情報は、<u>契約内容に関する情報等</u>が登録されている期間</p> <p>③ 契約内容及び返済状況に関する情報は、<u>契約</u></p>
---	--

<p>④ 取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から 5 年を超えない期間</p> <p>⑤ 延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から 1 年を超えない期間</p> <p>(4) (略)</p>	<p>継続中及び<u>契約終了後 5 年以内</u></p> <p>④ 取引事実に関する情報は、<u>契約継続中及び契約終了後 5 年以内</u> (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p>
<p>第 5 条 (本同意条項に不同意の場合)</p> <p>当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項 (各取引の申込書で会員が記載すべき事項) の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。但し、第 2 条 (1) 及び(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。</p>	<p>第 5 条 (本同意条項に不同意の場合)</p> <p>当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項 (各取引の申込書で会員が記載すべき事項) の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みを<u>お断りしたり、各取引を終了させる</u>ことがあります。但し、第 2 条 (1) <u>①②</u>及び(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に<u>各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させる</u>ことはありません。</p>
<p>第 6 条 (各取引の契約が不成立の場合)</p> <p>(1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立</p>	<p>第 6 条 (<u>契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用</u>)</p> <p>(1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立</p>

<p>の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第 1 条（1）に基づき当社が取得した個人情報</p> <p>報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。</p> <p>①会員との各取引（新たなお申込みを含む）に関して、当社が与信目的とする利用</p> <p>②第 3 条（2）に基づく加盟個人情報情報機関への登録</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（2）前項②は、加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。</p>	<p>の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第 1 条（1）に基づき当社が取得した個人情報</p> <p>報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。</p> <p>①会員との各取引（新たなお申込みを含む）に関して、当社が与信目的とする利用</p> <p>②第 3 条（2）に基づく加盟個人情報情報機関への登録</p> <p><u>（2）各取引が終了した場合であっても、第 1 条（1）に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。</u></p> <p><u>（3）第 1 項②は、加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。</u></p>
---	--

【下線部は改定部分を示します。】